

登記手続案内について

登記申請書の様式・作成方法(記載例)については、「法務局ホームページ」でご案内しています。

法務局ホームページ
(不動産登記申請手続)へ



クリック

法務局ホームページ
(商業・法人登記申請手続)へ



クリック

上記のホームページの申請書様式及び作成方法をご覧になった上でご不明な点がありましたら、「登記手続案内」をご利用ください。

登記手続案内をご利用されるお客様へのお願い

1 登記手続案内は予約制です。

あらかじめ電話又は受付窓口で日時を予約してください。
予約をキャンセルする場合は、事前にご連絡をお願いします。

2 案内時間は、20分以内となります。

3 法律的な判断を伴うご相談にはお答えできません。

登記手続案内では、申請書の書き方、必要な書類等についてご案内いたします。
登記申請の前提としてお客様に判断していただく必要がある法律行為について助言することはできません。

4 申請書等はご自宅等でご自身で作成願います。

相談担当者が申請書や添付書類を作成することはできません。
手続の案内後にお客様ご自身で作成していただきます。

5 申請書類及び添付書類の事前確認(事前審査)はできません。

書類の審査は、申請の受付後、登記官が法律等に基づき行います。そのため、審査の結果、改めて書類の訂正や不足書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

6 手続案内のご利用は、原則、登記申請を予定しているご本人様です。

手続案内のご利用は、申請人本人又はその親族(会社・法人の場合は代表者等)に限らせていただきます。

司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない者が、他人の依頼を受けて、業として登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をすることは、法律に違反し刑罰が科せられる場合があります。

登記手続案内等の予約制

申請書の書き方や添付書類の登記手続案内及び法定相続情報証明制度に関する手続案内は、**予約制**となっています。

登記手続案内等を希望される方は、あらかじめ受付窓口又は電話により、希望される日時と手続予定の内容をお伝えください。

なお、**商業・法人登記に関するご案内は、本局のみで行っています。**

不動産登記に関するご案内は、登記申請の提出先でない他管轄の不動産であっても可能ですので、ご利用ください。

| 庁名 | 予約のお申込み先 | 登記管轄 |
|---|--|---|
| 大津地方法務局 (本局) <small>※草津・守山サービスセンターの予約を含む。</small> | 〒520-8516 大津市京町3-1-1 (大津びわ湖合同庁舎) ☎077-522-4671 | (不動産登記) 大津市・草津市・守山市・栗東市・野洲市 (商業・法人登記) 滋賀県全域 |
| 甲賀支局 | 〒528-0005 甲賀市水口町水口5655 ☎0748-62-0259 | (不動産登記のみ) 甲賀市・湖南市 |
| 彦根支局 | 〒522-0054 彦根市西今町58-3 (彦根地方合同庁舎) ☎0749-22-0291 | (不動産登記のみ) 彦根市・犬上郡(豊郷町・甲良町・多賀町)・愛知郡愛荘町 |
| 長浜支局 | 〒526-0031 長浜市八幡東町253-4 ☎0749-62-0503 | (不動産登記のみ) 長浜市・米原市 |
| 高島出張所 | 〒520-1623 高島市今津町住吉1-3-1 ☎0740-22-2352 | (不動産登記のみ) 高島市 |
| 東近江出張所 | 〒527-0023 東近江市八日市緑町8-17 ☎0748-62-0494 | (不動産登記のみ) 東近江市・近江八幡市・蒲生郡(日野町・竜王町) |

-資格者代理人への依頼について-

資格者代理人である司法書士又は土地家屋調査士への相談を希望される方は、下記団体のホームページをご覧ください。

- ・滋賀県司法書士会 (TEL 077-525-1093)
 URL : <http://www.sigakai.com/>
- ・滋賀県土地家屋調査士会 (TEL : 077-525-0881)
 URL : <http://www.shiga-kai.jp>